



令和7年4月23日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 澤井 乙夫

地方産業安全専門官 中野 亮

電話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

令和6年労働災害発生状況（確定値）

福井労働局（局長 ^{いしかわよくに}石川良国）では、福井県内における令和6年（1月～12月）の労働災害の発生状況について、下記のとおり取りまとめました。

1 令和6年の死亡者数は5人であり、令和5年から5人減少した（資料1～5参照）。

2 令和6年の休業4日以上之死傷者数は859人であり、令和5年の1,078人と比べて219人（20.3%）減少した。

新型コロナウイルス感染症によるもの（以下「コロナ感染」という。）を除くと、令和6年は787人であり、令和5年より133人（14.5%）減少した（資料1、2、3、5参照）。

○ 業種別（コロナ感染除く）

第三次産業（運輸交通業及び貨物取扱業を除く。以下同じ。）

367人（令和5年比 88人減、19.3%減）

〔うち、商業	122人（同39人減、24.2%減）
	保健衛生業 121人（同21人減、14.8%減）
	接客娯楽業 34人（同11人減、24.4%減）

製造業 173人（同56人減、24.5%減）

建設業 119人（同12人増、11.2%増）

運輸交通業 94人（同10人減、9.6%減）

〔うち、道路貨物運送業 90人（同3人減、3.2%減）〕

などとなり、建設業では増加したものの、第三次産業及び製造業では大幅に減少した。

- 事故の型別では、
「転倒」が 249 人（令和 5 年比 55 人減 18.1%減）
「墜落・転落」が 133 人（同 12 人増 9.9%増）
「はさまれ・巻き込まれ」が 87 人（同 12 人減 12.1%減）
「動作の反動・無理な動作」が 75 人（同 21 人減 21.9%減）
などとなった（資料 6 参照）。

全業種の合計において、転倒災害が最も多くなっており、特に第三次産業においては、転倒災害が 44.4%と最も多く占めている。

製造業では、転倒災害とはさまれ・巻き込まれが多く、それぞれ 28.3%、24.3%、建設業、道路貨物運送業では、いずれも墜落・転落災害が最も多くなっており、それぞれ 39.5%、33.3%の割合で発生している。

- 3 令和 6 年の高年齢労働者（60 歳以上）の休業 4 日以上之死傷者数はコロナ感染を除いて 249 人、全体の 31.6%を占めており、令和 5 年の 340 人、37.0%から大きく減少した（資料 7、8 参照）。

- 業種別では、第三次産業で 146 人、製造業で 43 人、建設業で 29 人、運輸業で 22 人の発生であった。
- 転倒災害のうち 122 人（49.0%）が高年齢労働者であった。

- 4 令和 6 年は令和 5 年と比較して新型コロナウイルス感染症の影響は小さく、休業 4 日以上之死傷者数のうちコロナ感染は 72 人（8.4%）であった。

福井労働局では、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指し、令和 5 年度を初年度とする 5 か年を計画期間に定めて「第 14 次労働災害防止推進計画」（資料 9 参照）を策定しています。その中で計画の目標として、アウトプット指標とアウトカム指標を定め、それら指標の達成を目指すことにより、

- 1 死亡災害の根絶に向け、計画期間中の死亡者数の合計を 35 人以下とする。
- 2 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけて、2022 年と比較して、2027 年の死傷者数を減少させる（コロナ関連は除く）。

という結果を期待するというものです。

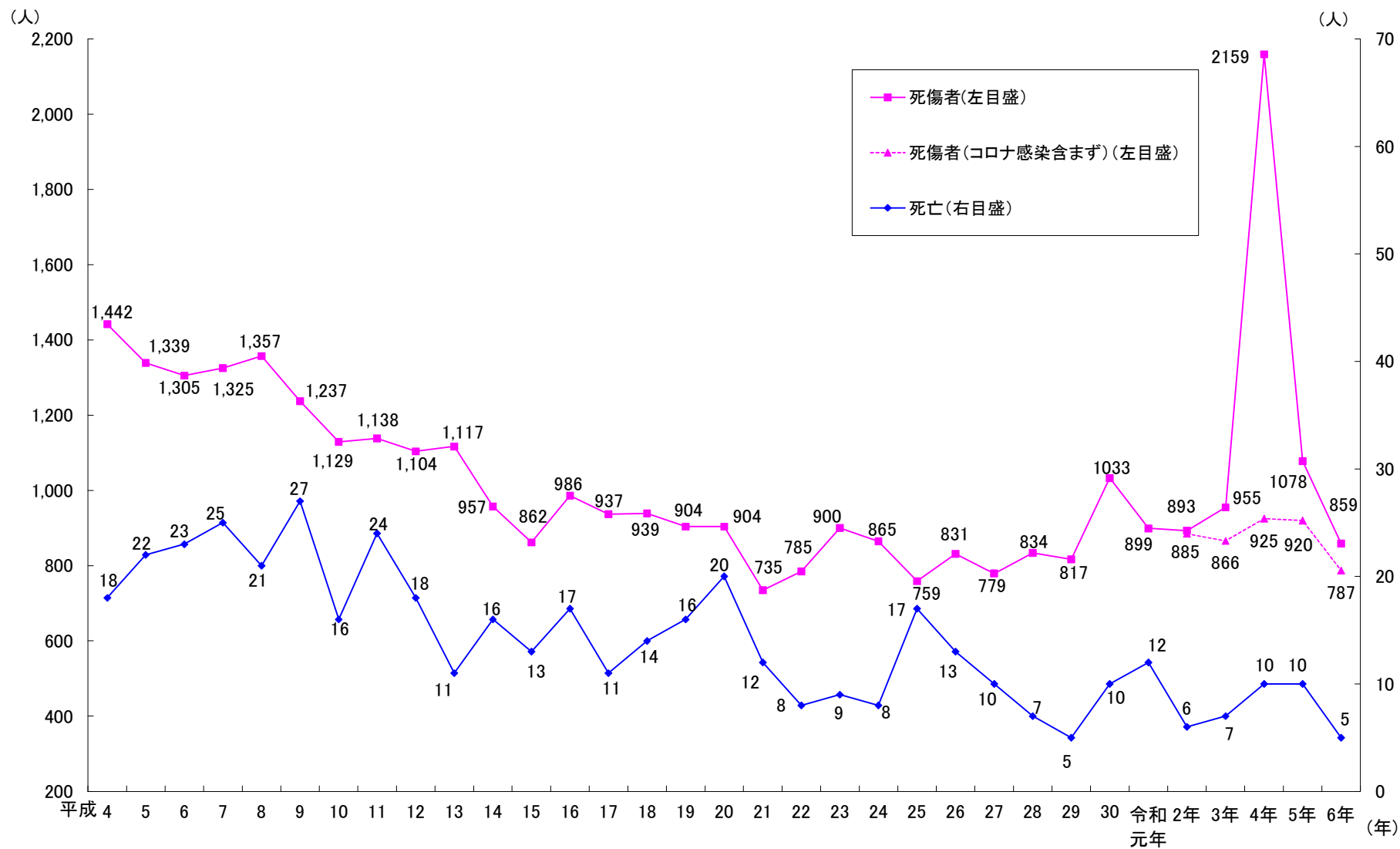
これらを達成させるためにも、

死亡災害多発業種対策として、製造業及び建設業における労働災害の防止
災害多発業種対策として、第三次産業における作業行動に起因する労働災害
の防止

を重点対策とするなどして、取組を推進しています。

全産業における休業4日以上之死傷者数・死亡者数の推移
(平成4年から令和6年まで)

資料 1



令和6年労働災害発生状況（確定値）

資料2

福井労働局

業 種		署年	福井署		敦賀署		武生署		大野署		合計		前年同月比												
			令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年													
			死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率						
合 計		1	464	4	635	1	147	4	149	3	175	2	224		73		70	5	859	10	1078	-5	-219	-20.3%	
製 造 業	食料品製造		18		15	1	5		4		4		7		1		3	1	28		29	1	-1	-3.4%	
	繊維工業		13		22						2		5		3		6		18		33		-15	-45.5%	
	衣服その他の繊維		4				1				1						6						6		
	木材・木製品		4		1		1	2	6		3		2				1		8	2	10	-2	-2	-20.0%	
	家具・装備品				2		2		1		1		1		1		1		4		5		-1	-20.0%	
	パルプ等		1		4		1				2		6				3		4		13		-9	-69.2%	
	印刷・製本		2		2						1							3		2		1		50.0%	
	化学工業		11		12		3		4		6		6					20		22		-2		-9.1%	
	窯業土石		6		5				1		1		3		1			8		9		-1		-11.1%	
	鉄鋼業		2		4				1		1		1		1		2		4		8		-4		-50.0%
	非鉄金属				1	12						1	1					1	1	13	-1	-12		-92.3%	
	金属製品		15		16						3		4		1		3		19		23		-4		-17.4%
	一般機械器具		8		10						9		6					17		16		1		6.3%	
	電気機械器具		4		1		3		1		11		5					18		7		11		157.1%	
	輸送機械製造		2		2		1		1				3				1		3		7		-4		-57.1%
	電気・ガス												1								1		-1		-100.0%
	その他の製造		8		14		3		8		1		7				2		12		31		-19		-61.3%
	小 計			98	1	122	1	20	2	27		47		58		8		22	1	173	3	229	-2	-56	-24.5%
鉱 業			2		1		1											3		1		2		200.0%	
建 設 業	土木工事		13		21		9	1	7	1	7	1	8		8		3	1	37	2	39	-1	-2	-5.1%	
	建築工事		36		26		11		2	1	11		11		3		7	1	61		46	1	15	32.6%	
	うち木造家屋建築		11		4		3				1		2		2		1		17		7		10	142.9%	
	その他の建設		8		9		7		5		3		7		3		3		21		24		-3	-12.5%	
	小 計		57		56		27	1	14	2	21	1	26		14		13	2	119	2	109		10	9.2%	
運 輸 交 通 業	鉄道等		1		1						1		1					3		2		1		50.0%	
	道路旅客		1		7				2									1		9		-8		-88.9%	
	道路貨物運送	1	52	2	57		18	1	19		17	1	14		3		3	1	90	4	93	-3	-3	-3.2%	
	その他の運輸交通																								
	小 計	1	54	2	65		19	1	21		18	1	15		3		3	1	94	4	104	-3	-10	-9.6%	
貨 物 取 扱 業	陸上貨物				1															1		-1		-100.0%	
	港湾運送業				1															1		-1		-100.0%	
	小 計				2															2		-2		-100.0%	
農 林 業	農業		6		2		2		2		1		1		3		2		12		7		5	71.4%	
	林業		6		5		3		2		3		3		2		1		14		11		3	27.3%	
	小 計		12		7		5		4		4		4		5		3		26		18		8	44.4%	
畜 産 ・ 水 産 業			1				3				1		4					5		4		1		25.0%	
第 三 次 産 業	商業		76		96		17		20		24		40		5		6		122		162		-40	-24.7%	
	うち小売業		53		69		12		18		23		30		4		4		92		121		-29	-24.0%	
	金融広告業		1		7		2				2		1		1				6		8		-2	-25.0%	
	映画・演劇業				2																2		-2	-100.0%	
	通信業		7		8		2		1		1		3					10		12		-2	-16.7%		
	教育研究		1		5		2		1		1		1		1			5		7		-2	-28.6%		
	保健衛生業		91		177		32		42		38		57		32		18		193		294		-101	-34.4%	
	うち社会福祉施設		51		100		24		36		30		30		8		9		113		175		-62	-35.4%	
	接客娯楽業		22		32		4		4		7		7		1		2		34		45		-11	-24.4%	
	うち飲食店		12		14		2		3		5		4					19		21		-2		-9.5%	
	清掃・と畜	18	1	27		5		3	1	6		3		2		2	1	31	1	35		-4		-11.4%	
	うちビルメンテナンス業	6		15		4		1		1				2		1		13		17		-4		-23.5%	
	官公署																								
	その他の事業		24		28		8		12		5		5		1		1		38		46		-8	-17.4%	
	小 計			240	1	382		72		83	1	84		117		43		29	1	439	1	611		-172	-28.2%

（注）「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数
第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

令和 6 年労働災害発生状況（確定値）

福井労働局

		合計（コロナ感染含む）				前年同月比			合計（コロナ感染含まず）				前年同月比		
年		令和 6 年		令和 5 年					令和 6 年		令和 5 年		(コロナ感染含まず)		
業 種		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率
合 計		5	859	10	1078	-5	-219	-20.3%	5	787	10	920	-5	-133	-14.5%
製 造 業	食料品製造	1	28		29	1	-1	-3.4%	1	28		29	1	-1	-3.4%
	繊維工業		18		33		-15	-45.5%		18		33		-15	-45.5%
	衣服その他の繊維		6				6			6				6	
	木材・木製品		8	2	10	-2	-2	-20.0%		8	2	10	-2	-2	-20.0%
	家具・装備品		4		5		-1	-20.0%		4		5		-1	-20.0%
	パルプ等		4		13		-9	-69.2%		4		13		-9	-69.2%
	印刷・製本		3		2		1	50.0%		3		2		1	50.0%
	化学工業		20		22		-2	-9.1%		20		22		-2	-9.1%
	窯業土石		8		9		-1	-11.1%		8		9		-1	-11.1%
	鉄鋼業		4		8		-4	-50.0%		4		8		-4	-50.0%
	非鉄金属		1	1	13	-1	-12	-92.3%		1	1	13	-1	-12	-92.3%
	金属製品		19		23		-4	-17.4%		19		23		-4	-17.4%
	一般機械器具		17		16		1	6.3%		17		16		1	6.3%
	電気機械器具		18		7		11	157.1%		18		7		11	157.1%
	輸送機械製造		3		7		-4	-57.1%		3		7		-4	-57.1%
	電気・ガス				1		-1	-100.0%				1		-1	-100.0%
	その他の製造		12		31		-19	-61.3%		12		31		-19	-61.3%
	小 計	1	173	3	229	-2	-56	-24.5%	1	173	3	229	-2	-56	-24.5%
鉱 業			3		1		2	200.0%		3		1		2	200.0%
建 設 業	土木工事	1	37	2	39	-1	-2	-5.1%	1	37	2	39	-1	-2	-5.1%
	建築工事	1	61		46	1	15	32.6%	1	61		45	1	16	35.6%
	うち木造家屋建築		17		7		10	142.9%		17		7		10	142.9%
	その他の建設		21		24		-3	-12.5%		21		23		-2	-8.7%
	小 計	2	119	2	109		10	9.2%	2	119	2	107		12	11.2%
運 輸 交 通 業	鉄道等		3		2		1	50.0%		3		2		1	50.0%
	道路旅客		1		9		-8	-88.9%		1		9		-8	-88.9%
	道路貨物運送	1	90	4	93	-3	-3	-3.2%	1	90	4	93	-3	-3	-3.2%
	その他の運輸交通														
	小 計	1	94	4	104	-3	-10	-9.6%	1	94	4	104	-3	-10	-9.6%
貨 物 取 扱 業	陸上貨物				1		-1	-100.0%				1		-1	-100.0%
	港湾運送業				1		-1	-100.0%				1		-1	-100.0%
	小 計				2		-2	-100.0%				2		-2	-100.0%
農 林 業	農業		12		7		5	71.4%		12		7		5	71.4%
	林業		14		11		3	27.3%		14		11		3	27.3%
	小 計		26		18		8	44.4%		26		18		8	44.4%
畜産・水産業			5		4		1	25.0%		5		4		1	25.0%
第 三 次 産 業	商業		122		162		-40	-24.7%		122		161		-39	-24.2%
	うち小売業		92		121		-29	-24.0%		92		120		-28	-23.3%
	金融広告業		6		8		-2	-25.0%		6		8		-2	-25.0%
	映画・演劇業				2		-2	-100.0%				2		-2	-100.0%
	通信業		10		12		-2	-16.7%		10		12		-2	-16.7%
	教育研究		5		7		-2	-28.6%		5		7		-2	-28.6%
	保健衛生業		193		294		-101	-34.4%		121		142		-21	-14.8%
	うち社会福祉施設		113		175		-62	-35.4%		89		94		-5	-5.3%
	接客娯楽業		34		45		-11	-24.4%		34		45		-11	-24.4%
	うち飲食店		19		21		-2	-9.5%		19		21		-2	-9.5%
	清掃・と畜	1	31	1	35		-4	-11.4%	1	31	1	35		-4	-11.4%
	うちビルメンテナンス業		13		17		-4	-23.5%		13		17		-4	-23.5%
	官公署														
	その他の事業		38		46		-8	-17.4%		38		43		-5	-11.6%
	小 計	1	439	1	611		-172	-28.2%	1	367	1	455		-88	-19.3%

（注）「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数
第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

令和 6 年死亡災害発生状況（確定）

番号	発生月	業 種	事故の型	起 因 物	年代	職種	発 生 状 況
1	3 月	その他の建築工事業	有害物等との接触	その他の危険物、有害物等	50 代	解体工	解体工事現場において、高圧洗浄機を用いて建物の天井付近のウレタンを撤去する作業中、一酸化炭素中毒になった。
2	7 月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	トラック	60 代	運転者	高速道路のパーキングエリアにおいて、入口付近に駐車していた大型トラックに、被災者が運転していたトラックが追突して死亡したもの。
3	7 月	産業廃棄物処理業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	40 代	管理者	被災者は、夕方にごみ処理装置の修理作業を行った後、駐車場の自家用車内で休憩をとっていたが、翌朝に自家用車内で死亡している状態で発見されたもの。
4	9 月	水力発電所等建設工事業	はさまれ・巻き込まれ	その他の建設機械等	40 代	作業員	コンクリートバケットの放出口内側の補修作業を行っていたところ、放出口が閉じ、胸背部を挟まれて死亡したもの。
5	9 月	水産食料品製造業	転倒	金属材料	70 代	作業員	屋外に設置されたグリストラップの清掃作業中、グリストラップ内に転落して頭を下にした状態になり、溜まっていた排水により溺水したもの。

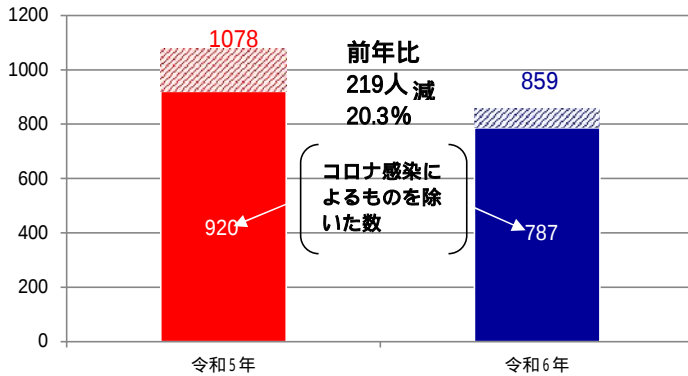
（令和 6 年確定値 なお、前年の死亡者 10 人）



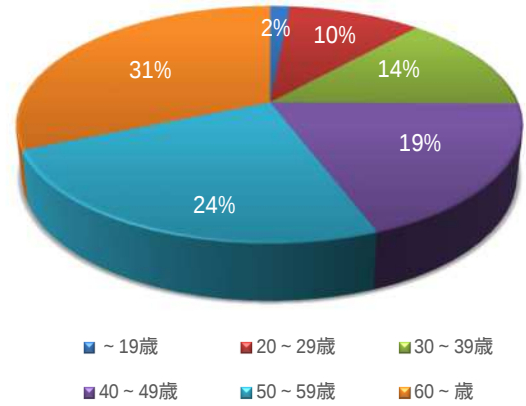
福井労働局 令和6年労働災害発生状況

<令和6年確定値>

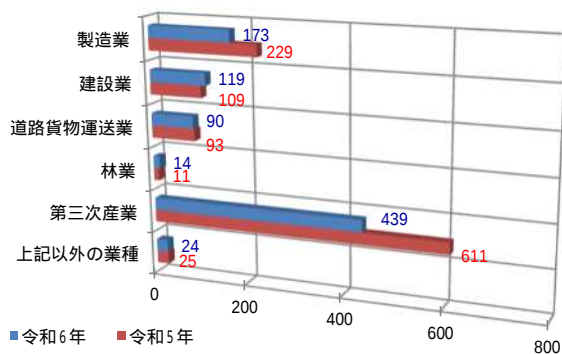
全業種



年齢別



業種別

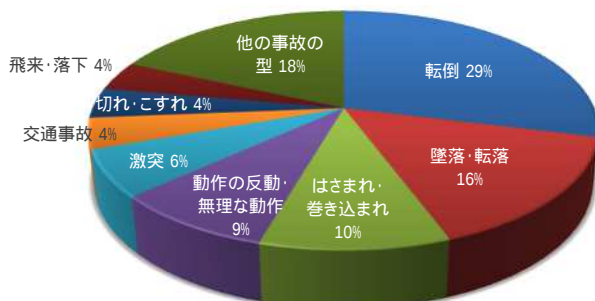


死亡災害発生状況

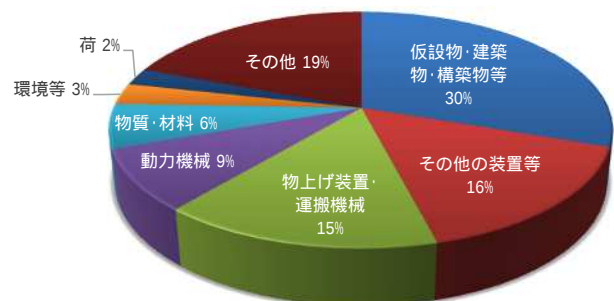
5人

(確定値)

事故の型別



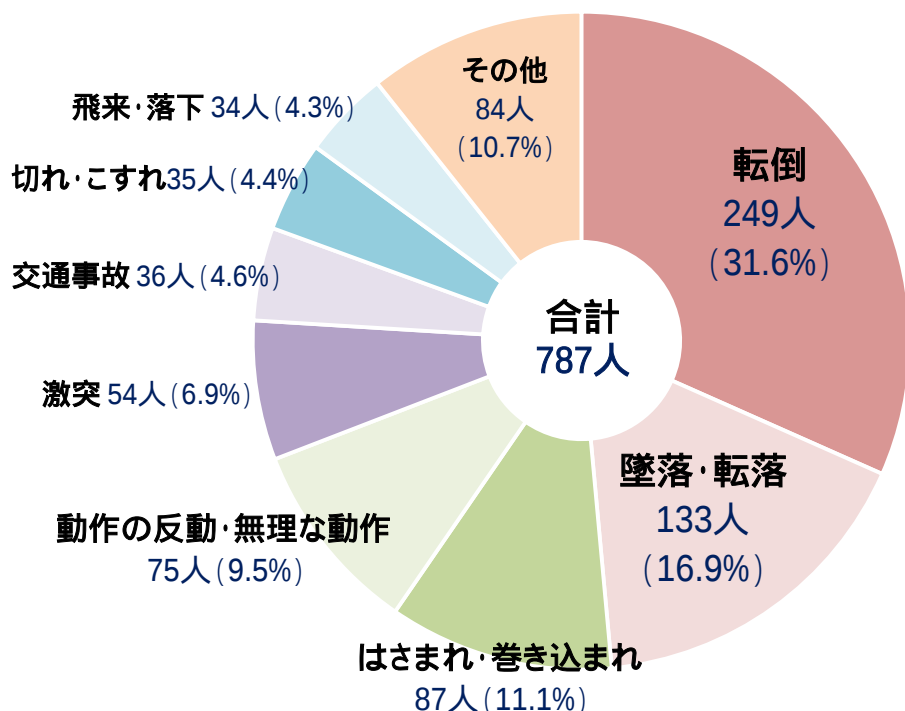
起因物別



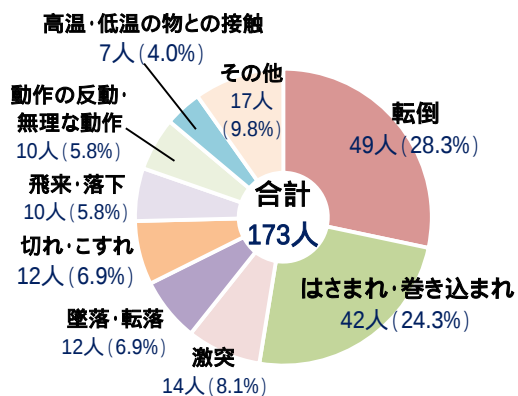
災害動向のポイント

建設業、林業において前年同時期より増加している。
事故の型別では転倒災害が29%、起因物別では仮設物・建築物・構築物30%と多発している。

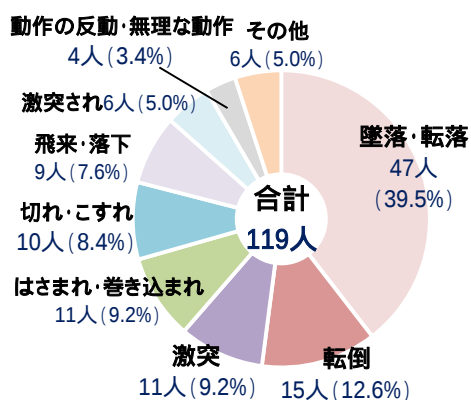
全産業



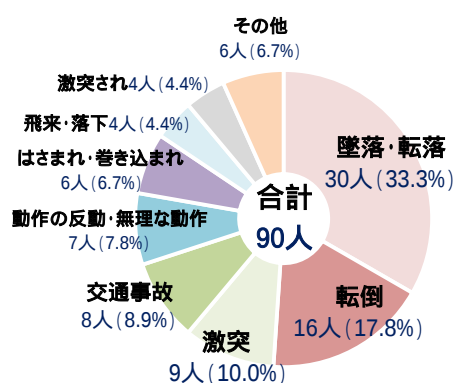
製造業



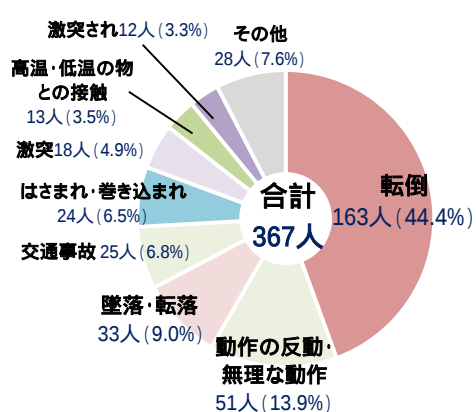
建設業



道路貨物運送業



第三次産業

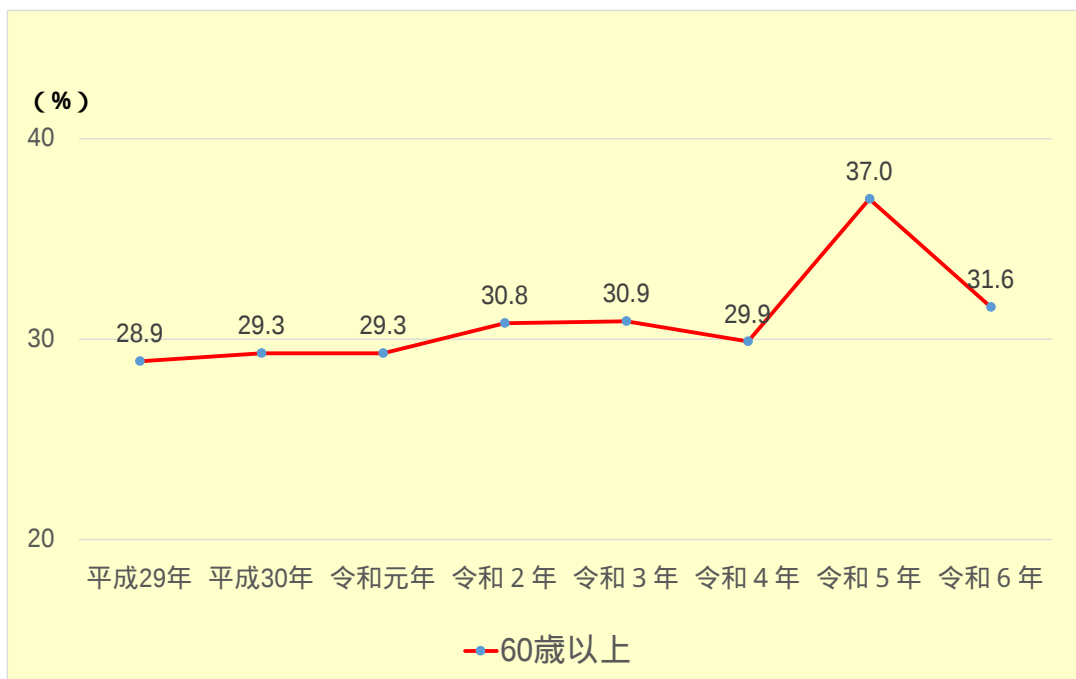


高年齢労働者の労働災害発生状況

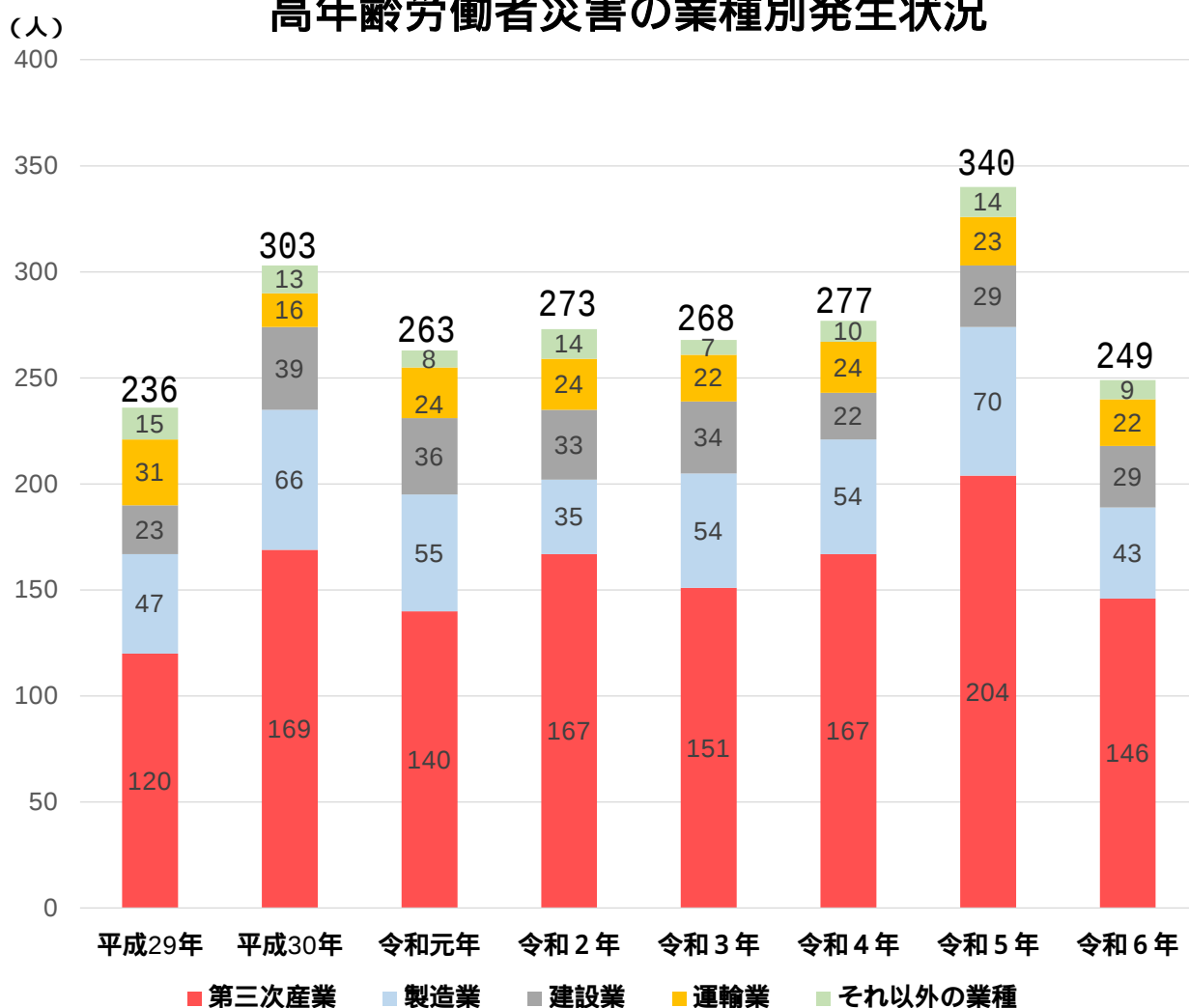
資料 7

(コロナ感染含まず)

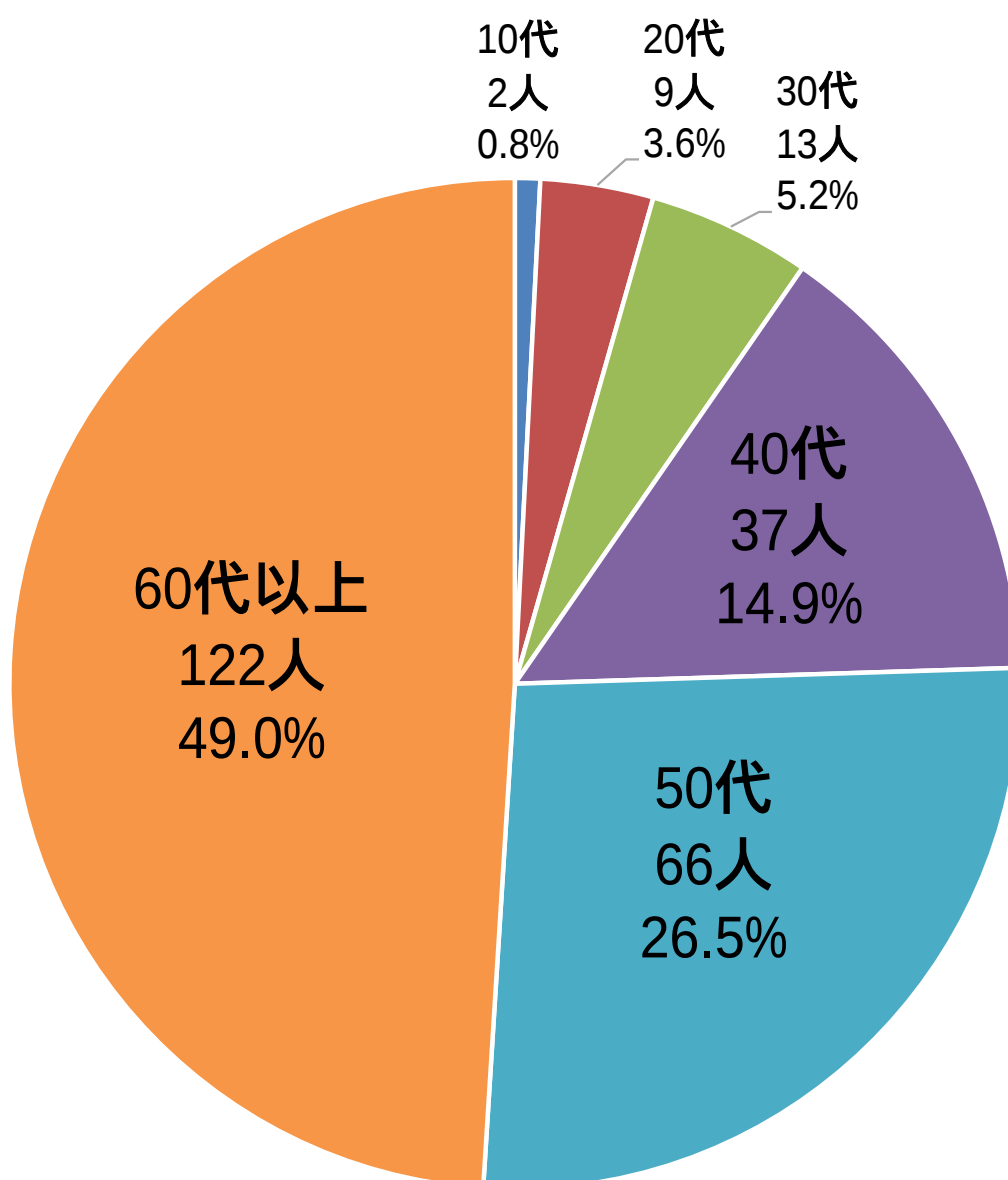
高年齢労働者災害の発生割合



高年齢労働者災害の業種別発生状況



年齢別転倒災害発生状況



「福井労働局 14次防」(注)のポイント

計画期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

(注) 「第14次 福井労働局 労働災害防止推進計画」の略称です。

～ 事業者・労働者等の関係者・労働局・労働基準監督署 が取り組む計画 ～

○計画のねらい

厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることから、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることにより、「**労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現**」を目指します。

○計画の目標

○アウトプット指標 （→ P3～参照）

労働者の協力の下、事業者において実施される重点事項に係る取組の成果をアウトプット指標として定める。

○アウトカム指標 （→ P3～参照）

事業者が、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定める。

○これら指標の達成を目指すことにより期待する結果

- ① 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下（※1）とする。
- ② 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年（925人）と比較して、2027年の死傷者数を減少させる（※2）。

※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数
(14次防期間中：9 + 8 + 7 + 6 + 5 = 35人)

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数での比較。

福井労働局14次防の
詳細はこちら



○重点事項ごとの具体的取組のポイント

☆印は重点事項のうち、アウトプット・アウトカム指標を定めたもの。

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備を図る（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）。
- ・労働安全衛生におけるDXの推進を図る（ウェアラブル端末等の新技術の有効性が厚生労働省より示された際には、その周知・啓発）。 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（☆）

- ・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等が厚生労働省より示された際には、周知・啓発を行う。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・労働災害の防止に積極的に取り組む県内事業場のほか、福井県、関係団体等を構成員として設置した「福井県小売業SAFE協議会」及び「福井県介護施設SAFE協議会」の運営を通じて、小売業及び介護施設における安全衛生に対する機運の醸成を図る。 等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進を図る。 等

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・外国人向けの安全衛生教育マニュアルや危険箇所の標識・掲示を推奨し、作業の危険性の理解向上と不安全行動の防止を図る。 等

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され令和5年4月1日から施行となることから、当該改正省令に基づき、関係請負人等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じる。 等

業種別の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・建設業については、墜落・転落災害の防止の取り組みにあわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・製造業については、はさまれ・巻き込まれなどによる危険性の高い機械等については、製造者、使用者それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、安全な使用の徹底を図る。
- ・陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について、労働者への周知や理解の促進を図る。 等

労働者の健康確保対策の推進（☆）

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進を図る。 等

化学物質等による健康障害防止対策の推進（☆）

- ・新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の関係省令、告示等について関係者への周知徹底を図る。
- ・石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進を図る。
- ・熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進を図る。
- ・電離放射線による健康障害防止対策の推進を図る。等

原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

- ・放射線防止対策の徹底を図るため、令和3年4月1日に施行された改正電離放射線障害防止規則に基づき、適正な被ばく線量の管理等の徹底を図る。
- ・原子力施設における新規規制基準対応工事等における労働災害の防止を図るため、原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生対策の徹底を図る。等

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率（50歳～59歳：男性0.586% 女性1.103% 等（詳細版参照））を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年（0.233%）と比較して2027年までに減少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率（1.836%）を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷年千人率（0.005%）を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

アウトプット指標	アウトカム指標
(工) 業種別の労働災害防止対策の推進 - 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 - 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	- 建設業における死亡者数を2022年（3人）と比較して2027年までに15%（1人）以上減少させる。 - 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年（48人）と比較して2027年までに5%（3人）以上減少させる。 - 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年（105人）と比較して2027年までに5%（6人）以上減少させる。 - 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年（0人）と比較して2027年までに15%以上減少させる（0人とする）。
(オ) 労働者の健康確保対策の推進 - 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 - 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 - メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする - 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 - 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする	- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 - 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。 （指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 （労働安全衛生）法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 - 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 - 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間（14人）と比較して、5%（1人）以上減少させる。 - 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる（14次防期間中の死亡者数を0人とする）。 ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの